■特に優れた業績による返還免除候補者の推薦　よくある質問

問い合わせ内容	問い合わせ内容詳細	回答
返還免除申請書類について	申請者本人が作成することとなっている様式は，すべて自署が必要か。	自署は必要ありません。ただし，PC入力等で作成する場合であっても，大学等第三者が本人に代わって作成することは認められません。必ず申請者本人が作成してください。
	申立書は指導教員のものでなければいけないのか。	必ずしもその必要はありません。当該ボランティア活動についてよくわかっていて，当該活動とあなたの専攻研究が関連した内容であることを証明できる人であれば，指導教員である必要はありません。ただし，学生からの証明は受け付けません。教員や（学外であれば）社員の方等にお願いしてください。
	ファイル数が多すぎて/重すぎてMoodleにアップロードできない。	ご自身で任意のドライブに書類をアップロードいただき，そのリンクを教務担当にお知らせいただくかたちになります（Google推奨）。詳細は，Moodleに要領を記載しておりますので，そちらでご確認の上，手順に従ってください。 ただし，その場合でも締切日時までに申請書は必ずMoodleで提出してください。
特に優れた業績項目一覧について	「(6) 授業科目の成績及び修業年限の短縮」Aの「修得科目の成績がすべて「優」以上である。」の項目について、「不可」があった場合には業績として認められないのか。	履修科目全てが「優」以上であることを想定しています。大学院では「評価なし」（学修簿上で★と表示されるもの）の判定が可能であることから、「不可」の評価がある場合には、原則、履修登録誤り等の特段の事情があったものではなく成績不良によるものと考えます。「不可」の評価があることに特段の事情がある場合には事前にご相談ください。なお、成績証明書には「不可」が表示されないためご注意ください。
	「(7) 研究又は教育に係る補助業務の実績」について、学内での非常勤講師や学外でのTA・TFとしての活動があった場合は業績として認められないのか。	業績として認められます。学内での非常勤講師はA②、学外でのTA・TFはB③により評価できるものと考えます。
	チューター，サポーター業務，短期支援員業務は業績になるか。	チューターは業績になりますが，サポーター業務，短期支援員業務は業績になりません。
	提出時点では最終成績が判明していないため，(6) A①②に該当するかわからない。どのようにすればよいか。	当該項目について皆さんの方で対応する必要はありません。最終的な成績は事務担当で確認し，該当する者については，業績として計上し，最終成績証明書を添えて日本学生支援機構に提出します。
	修士課程の２年間で色々な授業のＴＡを何回も行った。すべて業績として評価されるか。	できません。ＴＡは何件行っていても，「ＴＡ」としての１業績です。複数回行った人は貸与期間内に行った発令通知を1件提出してください。同じようにＴＦやチューターを複数回行っていても「ＴＦ」として１業績，「チューター」として１業績です。
	チューター決定通知や，TA，TFの発令通知を全て紛失した。	Moodle上に再発行申請フォームを用意しています。写しが必要な人はそちらを１月２６日（金）までに入力してください。後日、再発行した書類をお送りします。様式1の活動期間には最新の活動期間を記入してください。
	外部でRAとして採用されたが，契約書や採用通知，在職証明書がない。業績として申請できるか。	原則としてできません。ただし，採用されたことがわかり，業務内容が確認できる代替書類が提出できる場合は，業績として認められる場合があります。
	高校生を相手に塾講師をしており，評価項目番号（７）Ｂ③で申請したいが可能か。	いいえ，小・中・高校レベルの塾講師は業績として認定されません。短大や大学等で非常勤講師をしている場合はこの項目で申請できます。
	運動系の部活に所属しており，著名な大会で優勝したので評価項目番号（９）Ｂで申請したいが可能か。	できません。当該項目に申請できるのは，原則として専攻が体育またはスポーツの学生となります。ただし，専攻研究の成果により優勝したことが明らかな場合は教務担当に申請前にご相談ください。
	運動や芸術の大会ではないが，国際的なプログラミングやゲームの大会で優勝した。業績として申請したいが可能か。	当該大会が専攻研究に関連する内容であれば，（１）Ｂ⑤の業績として認められる場合があります。優勝したことを証明する資料及び大会の内容が具体的に研究と関連することを証明できる書類を併せて（１）Ｂ⑤として提出してください。 業績一覧表は学会欄に記入してください。
	業績の提出にあたり，指定された証明書類・資料，代替書類を出せないが，活動は間違いなく行った。業績として申請できるか。	できません。いかなる場合も，指定された証明書類・資料や代替書類が提出できない場合は業績としてみなしません。

■特に優れた業績による返還免除候補者の推薦　よくある質問

問い合わせ内容	問い合わせ内容詳細	回答
	修士２年生の４月から奨学金貸与を開始した。修士１年時の業績を含めることはできるか。	いいえ，貸与期間の業績しか，業績として含めることはできません。
	休学期間中で，奨学金貸与を休止していた期間に学会発表を行ったが業績に入るか。	入ります。休止中は奨学金の貸与期間中に含まれますので業績評価の対象とすることは可能です。
	博士後期課程の学生で，令和５年６月に修了予定だが，学位論文はほぼできておりまだ提出はしていない。評価項目番号（１）Ａ①で申請したいが可能か。	いいえ，提出していない論文は業績として申請できません。ただし，提出し受理中の論文は業績になります。
	修士課程の学生で，修了後の令和５年４月に学会誌に論文を掲載予定である。原稿は完成しており，学会誌からも受理されているため，添付書類として提出できます。評価項目番号（１）Ｂ②で申請したいが可能か。	可能です。印刷・公開予定が４月以降でも，申請締切日時点で掲載が決定しているものは業績として認められます。申告する場合，掲載が決定していることを証明できる書類（主催者からの通知文，指導教員からの申立書等）を添付して下さい。
	学会参加時の旅費や参加費は業績か。	学会での受賞などに伴い，主催者やそれに類する団体から支援金が給付される場合は（１）Ｂ⑤として申請してください。表彰を伴わない民間企業などからの参加支援については，支援内容が具体的にわかる資料を添付の上，（１）Ａ②として申請してください。
論文等の表彰について	特に優れている学位論文が学会で表彰され、また学会誌・学術雑誌にも掲載された場合、その一つの論文をA①、B②、B④等複数の評価項目に該当することとしても良いか。	問題ありません。ただし、当該論文が、自身が作成した著書、データベース等に基づいて執筆されている場合、「(4) 著書、データベース、その他の著作物」の業績を重複して評価することはできません。
	修士課程時代に執筆した論文が修士課程在籍時に表彰等された場合、博士課程における業績として評価しても問題ないか。	この場合、論文を執筆した学部時代の業績と見なされるため、修士課程における業績には当たりません。執筆から表彰等までが同一の課程で完結している場合のみ、業績として評価することができます。
	自分が学院長賞受賞者かどうかわからない。	学院長賞受賞者は事務担当で確認いたしますので記載しないでください。 なお、指導教員から学院長賞受賞予定者である旨が伝えられた場合には、業績一覧に記入していただいてさしつかえありません。その場合でも、業績評価書類は提出不要です。
学会の中止等による代替措置について	発表予定だった学会がコロナ禍で中止になり、中止の代替措置として発表内容がHPで掲載されている。この場合、「学会での発表」の業績に含めることができるのか。また、業績として認められる場合、業績を証明する資料は、中止となった旨の通知及び原稿が掲載されているHP画面で問題ないか。	業績に含めることができます。証明資料は、プログラムの写し（申請者の氏名等が確認できるもの）等で問題ありません。プログラム作成前に中止が決定となり写しの提出が難しい場合は、「発表予定だったが中止となった」ことが確認できる書類をご提出ください。（判断に迷う場合は、事前にご相談ください。）
	海外の学会で発表予定があった学生について、学会自体は開催されたが、コロナの影響による大学独自の渡航制限等により学会へ出席できなかった。この場合、業績として認められるのか。	業績として認められます。中止になったときと同様、プログラムの写し（申請者の氏名等が確認できるもの）等発表予定だったことが確認できるものを資料として添付してください。 なお、学会開催当時、現地への渡航が制限されていたことを証明する書類は不要です。
民間の給付奨学金や外部資金の獲得について	学会発表による受賞・表彰としての獲得ではない、またはJASSO奨学金を辞退する必要のない給付奨学金（公募型など）や外部資金の獲得については、記入する欄が無いが業績として認められないのか。	業績として認められます。これらの業績は、様式１には記入欄が用意されていないため、「学位論文その他研究論文」の「学会での発表」欄に記入してください。なお、博士課程においては、これらの業績とは別にガイドラインを満たす業績が無ければ申請要件を満たさないのでご注意ください（表彰や辞退等の無い奨学金等の獲得は、ガイドライン記載の要件には該当しません。）。

■特に優れた業績による返還免除候補者の推薦　よくある質問

問い合わせ内容	問い合わせ内容詳細	回答
アンビシャス博士人材フェローシップ、DX博士人材フェローシップへの採択を業績として提出する場合の選考基準について	各種フェローシップに採択されたことを業績とする場合、「北海道大学奨学金返還免除候補者選考基準」内の「（１）A②独立行政法人日本学術振興会及び民間財団が公募している競争的資金の獲得がある」、「（１）A④その他各研究科で認められた業績がある」のどちらになるか。	（１）A②の業績として取り扱うことが適当であると考えます。ただし、学院として他の項目で評価することが適切と判断した場合は、他の項目で評価することを妨げるものではありません。なお、フェローシップ採択は「博士課程の業績評価に関するガイドライン」記載の要件には該当しませんのでご注意ください。
	フェローシップに採択された学生が、フェローシップの支援開始時に第一種奨学金を辞退した場合、ガイドラインの（４）に該当すると考えて良いのか。	該当しません。JASSOの令和4年2月15日付け文書「特に優れた業績による奨学金返還免除制度（博士課程の業績評価に関するガイドライン）に関するＱ＆Ａ」のQ3に同様の事例の記載がありますが、上記のとおり、本学ではガイドライン記載の要件には該当しないものとして取扱います。
	修士課程在籍者でフェローシップに内定している者が、修士の貸与終了時返還免除に申請する際、フェローシップへの内定を業績として記載してもよいか。	フェローシップへの内定は、それ自体を業績と認めることはできません。フェローシップについては、採択されたことを博士課程の業績としてのみ評価してください。
学術振興会特別研究員への内定について	修士課程在籍者で学術振興会特別研究員に内定している者が、修士の貸与終了時返還免除に申請する際、学術振興会特別研究員への内定を業績として記載してもよいか。	学術振興会特別研究員への内定は、それ自体を業績と認めることはできません。なお、例えば内定を得た修士課程在籍者が9月に短縮修了し、10月から博士課程に進学、翌年度4月から採択となる場合、博士課程在籍時の10月～3月の間に第一種奨学金を借りていたのであれば、学術振興会特別研究員への採択を博士課程の業績として評価することは可能です。
返還免除内定者について	内定者についても、推薦時には「博士課程の業績評価に関するガイドライン」を満たす必要があるのか。	内定者は当該ガイドラインを満たしていなくても推薦可能です。この場合、様式２の表面「◆特に優れた業績の該当項目」欄は11番目に〇を付すこととなります。
	内定者が推薦に値する業績を挙げていない、または一切の業績を挙げていない場合でも、当該者を推薦しなければならないのか。	内定者から返還免除の申請があった場合には必ず推薦してください。大学の裁量により内定者を推薦しないことは、制度上想定されていません。なお、内定者は業績が一切無い場合でも推薦可能です。この場合、上記と同様、様式２の表面「◆特に優れた業績の該当項目」欄の11番目に〇を付してください。
	様式１表面に「（３）返還免除内定者の方は「１.学位論文その他の研究論文」に記載してください。」との記載があるが、これはどういう意味か。	「１.学位論文その他の研究論文」欄に何らかの業績を記入すること、との意味です。「当該学生は内定者である。」等の文言を記入するという意味ではありません。 なお、上記のとおり、内定者は業績が一切無い場合でも推薦可能であり、「1．学位論文～」に該当する業績が無い場合も考えられます。その場合、様式１の当該欄は未記入で問題ありませんが、課程を修了したことの根拠資料として学位論文の要旨等を併せて提出してください。
	通常、休学をしないで留年した場合には内定取消となるが、交換留学のように休学せずに留学し、卒業予定期が延長された場合も内定取消となるか。	内定取消となります。
	令和４年度以前に第一種奨学生として採用され、博士課程返還免除内定者となっている者が、令和５年度からフェローシップの支援を受けることになったが、返還免除申請の対象となるか。	令和４年度以前に第一種奨学生として採用され内定者となっている方は、フェローシップの支援を受けている場合でも、内定を取り消されることはなく、返還免除申請の対象となります。なお、令和５年度以降に第一種奨学生として採用された学生で、フェローシップの支援を受けた場合は、返還免除申請の対象外となります。